2022 年 6 月 3 日

会員各位

【GTK システム】徳力の地金預入れ特化型サービス

2022 年 6 月 3 日より GTK システムの会員約款を改定いたします。改定箇所を抜粋し新旧一覧になっています。
何卒よろしくお願い申し上げます。

徳力本店の地金預入れ特化型サービス『GTK システム』約款			
【新】改定後		【旧】改定前	
第 3 条	(サービス内容) GTK システムのサービス内容は以下のとおりです。 GTK システムは、弊社が地金をお預かりすることに関して、お客様に対し、地金売却益の取得、利息の付与その他一切の財産上の利益の供与を保証するものではありません。 1.購入預入れ お客様が弊社の店頭および電話・WEB で地金を購入すると同時にお預かりするサービスです。なお、預入れ地金単位等は第 13 条の規定により、購入預入れは第 14 条の規定によるものとします。 2.持込み預入れ お客様が所有している地金をお預かりするサービスです。地金については第 15 条に該当するものを条件とします。なお、預入れ地金単位等は第 13 条の規定によるものとします。 3.地金の返却 お客様からお預かりした地金を返却するサービスです。なお、返却は第 17 条の規定によるものとします。 4.市場売却 お客様からのご依頼に基づき、お客様のご依頼にかかる日に、お客様からお預かりした地金を業者間市場で売却した代金から弊社所定手数料を控除した金額をお客様にお支払いするサービスです。なお、市場売却は第 18 条の規定によるものとします。	第 3 条	(サービス内容) GTK システムのサービス内容は以下のとおりです。 1.購入預入れ お客様が弊社の店頭および電話・WEB で地金を購入し、同時にお預かりするサービスです。なお、預入れ地金単位等は第 13 条の規定により、購入預入れは第 14 条の規定によるものとします。 2.持込み預入れ お客様が所有している地金をお預かりするサービスです。地金については第 15 条に該当するものを条件とします。なお、預入れ地金単位等は第 13 条の規定によるものとします。 3.返却 お客様からお預かりした地金を返却するサービスです。なお、返却は第 17 条の規定によるものとします。 4.売却 お客様からお預かりした地金を売却するサービスです。なお、売却は第 18 条の規定によるものとします。
第 5 条	(申込み) 1.お客様が本約款を承諾のうえ GTK システムに申込みを希望される場合、弊社所定の申込書に必要事項をご記入後、本人確認書類を同封の上、弊社にご提出いただきます。法人の場合は登記事項証明書と代表者の本人確認書類をご提出いただきます。 2.口座開設手数料および年会費、持込預入手数料の支払方法は以下に規定される手数料等を支払うことにより、本寄託契約の申込みを承ります。 ①口座開設手数料 お客様が GTK システムご利用口座を開設する際には「口座開設手数料」をお支払いいただきます。 ②年会費 GTK システムにお申込みされたお客様は「年会費」をお支払いいただきます。年度の途中加入の場合、年会費を月割で計算するものとします。 ③持込預入手数料 持込み預入れ利用時には地金を預入れるための「持込預入手数料」をお支払いいただきます。 3.一旦納入された年会費および各種手数料はいかなる理由でも一切返金いたしません。	第 5 条	(お申込み) お客様が本約款をご承認のうえ GTK システムにご加入を希望される場合、弊社所定の申込書に必要事項をご記入後、弊社にご提出し、以下に規定される全ての手数料等を支払うことにより、本寄託契約のお申込みをすることができます。 1.店頭によるお申込み ①GTK システム申込書 弊社店頭にて申込書をご提出される場合は、身分証明書をご提示していただきます。 ②口座開設手数料 お客様が GTK システムご利用口座を開設する際には「口座開設手数料」が必要となります。その場で現金にてお支払いいただきます。 ③年会費 GTK システムにお申込みされたお客様は「年会費」をお支払いいただきます。年度の途中加入の場合、年会費を月割で計算するものとし、その場で現金にてお支払いいただきます。 ④お預かり地金 お客様が購入預入れ、または持込み預入れで弊社に預入れる地金です。お申込み時は購入預入れか、持込み預入れをお選びいただきます。 ⑤持込預入手数料 持込み預入れ利用時には地金を預入れるための「持込預入手数料」が必要となります。その場で現金にてお支払いいただきます。 ２.電話によるお申込み ①GTK システム申込書 郵送で弊社に申込書をご提出される場合は、身分証明書の控え（コピー）を添付していただきます。 ②口座開設手数料 お客様が GTK システムご利用口座を開設する際には「口座開設手数料」が必要となります。弊社指定銀行口座に口座開設手数料を電信扱いでお振込みしていただきます。 ③年会費 GTK システムにお申込みされたお客様は「年会費」をお支払いいただきます。年度の途中加入の場合、年会費を月割で計算するものとし、弊社指定銀行口座に年会費を電信扱いでお振込みしていただきます。 ④　お預かり地金 お客様が購入預入れ、または持込み預入れで弊社に預入れる地金です。お申込み時は購入預入れか、持込み預入れをお選びいただきます。

			⑤持込預入手数料 持込み預入れ利用時には地金を預入れるための「持込預入手数料」が必要となります。弊社指定銀行口座に持込預入手数料を電信扱いでお振込みしていただきます。
	（削除）	第 6 条	（お申込みの注意点） 1.弊社は、お預入れ前にお客様が所有している地金を鑑定した結果、持込み預入れの条件に該当しないと判断した場合、またはその他弊社所定の資格審査要件等に満たない場合は、本寄託契約を締結できない場合があります。 2.弊社は、お預入れ前にお客様が所有している地金が持込み預入れの条件に該当しないと判断した場合、店頭によるお申込みの際はその場でお返しいたします。電話によるお申込みの際は速やかにお客様のご住所宛に発送いたします。 3.電話にてお申込みをされる際に購入預入れを選択された場合、地金ご購入後のお申込みとなるため、初回のみ小口地金製造手数料が発生いたします。 4.前項の場合、地金購入後 3 週間を経過しても GTK システム申込書が弊社に到着しない時は、GTK システムのお申込みがキャンセルされたものとみなし、弊社は地金を速やかにお客様のご住所宛に発送いたします。 5.お申込み時にかかる送料、振込手数料はお客様負担とします。 6.お客様が地金を発送し、弊社の受領前に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について一切責任を負わないものとします。 7.翌年度以降の年会費は、お客様のご登録口座より 9 月 8 日（当日が金融機関休業日の場合その翌営業日とします）に口座振替いたします。 8.一旦納入された年会費および各種手数料はいかなる理由でも一切返金いたしません。
第 6 条	（契約の成立および会員の登録） お客様が第 5 条に定める手数料等を支払い、弊社におけるお客様情報の入力完了をもって契約が成立したものとし、お客様を GTK システムの会員（以下「会員」といいます）として登録いたします。本寄託契約および会員の取引その他に関して、クーリングオフ、契約申込みの撤回または契約解除に応じることはできません。	第 7 条	（契約の成立および会員の登録） 第 5 条に定める手数料をお支払いしていただき、弊社におけるお客様情報の入力完了をもって契約が成立したものとし、お客様を GTK システムの会員（以下「会員」といいます）として登録いたします。
第 7 条 （新設）	（本人確認等） 1.本約款または附帯規程に基づく取引を行うにあたり本人確認の必要があるとき、または行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他関係法令に従い個人番号等の取得の必要があるときは、お客様に対し、弊社所定の用紙で提出を求めることができるものとします。 2.前項の用紙の提出を受けられない場合、その他お客様の本人確認ができないと判断した場合、本取引をお断りできるものとします。また、この場合本約款又は附帯規程に基づく弊社の義務の全部又は一部の履行を停止することができるものとし、このことについて、弊社は一切責任を負わないものとします。		
第 8 条	（本寄託契約期間および自動継続） 本寄託契約の有効期間（以下「本寄託契約期間」といいます）は初年度の場合、本寄託契約の成立した日から 7 月 31 日までとします。ただし、第 22 条から第 28 条までのいずれの規定にも該当しない場合には、本寄託契約は以後同一条件にて自動継続され、本寄託契約期間は 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年間とします	第 8 条	（本寄託契約期間および自動継続） 本寄託契約の有効期間（以下「本寄託契約期間」といいます）は初年度の場合、本寄託契約の成立した日から 7 月 31 日までとします。ただし、第 22 条・第 23 条・第 24 条・第 25 条・第 26 条および第 27 条のいずれの事由にも該当しない場合には、本寄託契約は以後同一条件にて自動継続され、本寄託契約期間は 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年間となります。
第 9 条	（地金の保管） 1.会員との本寄託契約に基づきお預かりした地金は、会員のご依頼があるまで弊社所定の保管金庫に格納し、善良なる管理者の注意をもって厳重に保管管理いたします。 2.前項で会員よりお預かりした地金の保管に際しては、会員が所有権を有する地金として管理し保管いたします。保管方法は弊社の資産とは別といたします。 3.毎月末に管理者によって棚卸業務を行います。また、年度末に第三者に対して確認業務を委託するなどして、お預かり地金を適切な体制で管理いたします。	第 9 条	（地金の保管） 1.弊社は、会員との本寄託契約に基づきお預かりした地金を、会員のご指示があるまで弊社所定の保管金庫に格納し、善良なる管理者の注意をもって厳重に保管管理いたします。 2.弊社は、前項で会員よりお預かりした地金の保管に際しては、会員が所有権を有する地金であることを明示して保管いたします。ただし、会員個人別の明示ではなく、会員全体の明示とします。保管方法は弊社の資産と別とする【特定保管】とします。 3.弊社は、毎月末に管理者によって棚卸業務をおこなっており、また、年度末には監査法人（公認会計士）にお預かり地金の保管状況の確認業務を委託しております。
第 10 条	（保管料の算定基準） 1.保管料の算定方法は 1 日ごとのお預かり重量を累積し、お預かり日数で割った 1 日あたりの平均保管重量により決定いたします。なお、平均保管重量は、金・プラチナ・銀地金それぞれについて算定します。	第 11 条	（保管料の計算基準） 1.お預かりカウント日数（以下　カウント日数といいます）は、本寄託契約の成立した日の属する 2 月 1 日から 7 月 31 日または 8 月 1 日から翌年 1 月 31 日までのそれぞれ 6 ヵ月間での預入れ日数とします。

	2.お預かり重量の累積は、次の各号に従って求めるものとします。ただし、本寄託契約が各号の期間中に成立した場合、本寄託契約の成立の日から直近の 1 月 31 日又は 7 月 31 日までの間にお預かりしている地金の各日の合計重量とします。 ①各年 8 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの間のお預かり地金の各日の合計重量 ②各年 2 月 1 日から 7 月 31 日までの間のお預かり地金の各日の合計重量 3.1 日ごとのお預かり重量の残高は、各日 22 時時点におけるお預かり地金の重量とします。 4.地金ごとの保管料を基準は、弊社所定の地金保管料によりそれぞれ決定するものとします。		2.保管料の計算基準は、第 1 項の期間中（ 6 ヵ月毎）における毎日のお預かり地金の残高重量を累積し、その重量をカウント日数で除した平均重量（以下　平均重量といいます）とします。 3.残高重量は毎日の 22 時時点におけるお預かり地金の重量とします。 4.保管料は、平均重量を基準に弊社所定の地金保管料テーブルによりそれぞれ計算するものとします。
第 11 条	(保管料及び年会費の支払い) 1.本寄託契約期間中、前条に基づき算定した保管料及び年会費をお支払いいただきます。 2.保管料は 3 月 8 日および 9 月 8 日の口座振替となります。 (お預かり期間) 8 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの保管料・・・3 月 8 日 2 月 1 日から 7 月 31 日までの保管料・・・9 月 8 日 3.お預かり期間の 1 月末および 7 月末締め後に自動解約となった場合でも対象期間分は、口座振替が実行されます。 4.中途での自動解約の場合、保管料は口座振替の締め(1 月末及び 7 月末)実行期間外の分を月割り計算とし、精算いたします。 5.年会費につきましては、8 月 1 日時点で継続されている会員は口座振替となります。 振替日は 9 月 8 日になります。 6.金融機関が休業の場合は翌営業日に口座振替いたします。	第 10 条	(保管料及び年会費の支払い) 1.本寄託契約期間中、お預かりした地金の重量に応じた保管料をお支払いいただきます。 2.解約時の保管料は、本寄託契約の成立した日が属する月からお預かりカウント月数（以下　カウント月数といいます）がカウントされ、カウント月数による月割り計算となります。 3.保管料は年 2 回 6 ヵ月単位での支払とし、3 月 8 日および 9 月 8 日（当日が金融機関休業日の場合その翌営業日とします）に会員のご登録口座より口座振替いたします。なお、9 月 8 日は年会費もあわせて口座振替いたします。 4.お申込み時期によっては初回の保管料をお振込みしていただく場合もあります。
第 13 条	(預入れ地金単位等) GTK システムにてお預かりできる地金単位等は、以下のとおりとし、単位未満の地金はお預かりすることができません。 1.GTK システムでお預かりできる地金は 100g 以上 100g 単位とします。 2.お預かりの限度重量は､1 口座につき金地金･プラチナ地金は 100kg､銀地金は 500kg とします。	第 13 条	(預入れ地金単位等) GTK システムにてお預かりできる地金単位等は、以下の通りとし、それ以外の地金はお預かりすることができません。 1.GTK システムでお預かりできる地金は 100g 以上 100g 単位とします。 2.お預かりの限度重量は、金地金・プラチナ地金は 100kg、銀地金は 500kg とします。 また、お預かり地金の限度重量は、弊社が別途定めることができるものとします。
第 14 条	(購入預入れ) 会員は本寄託契約期間中、購入預入れ受付時間内において、購入預入れお申込み時点での弊社発表税込小売価格にて地金を購入し、預入れることができます。なお、預入れ地金単位等は第 13 条の規定によるものとします。 1.店頭受付 ①受付先 東京本社地金店舗または大阪店。 ②受付時間 営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとなります。 ③申込み 店頭にて弊社所定の購入預入れ手続きを行っていただきます。 ④適用価格 購入預入れ申込み時点とします。 ⑤決済方法 購入預入れ代金を弊社所定の方法でお支払いいただきます。 ⑥発行書類 取引完了後、購入預入れ内容を記載した「地金取引報告書」を発行いたします。 2.電話受付 ①受付先 地金店舗所定の電話番号。 ②受付時間 営業日 10 時から 13 時 30 分までとします。 ③申込み 電話にて所定の手続きを行っていただきます。 ④適用価格 購入預入れ申込み時点とします。 ⑤決済方法 指定銀行口座に購入預入れ代金を電信扱いで申込み当日 14 時までにお振込みいただきます。振込手数料は会員負担とします。	第 14 条	(購入預入れ) 会員は、本寄託契約期間中、弊社営業日購入預入れ受付時間内において、購入預入れお申込み時点での弊社発表税込小売価格にて地金を購入し、預入れることができます。なお、預入れ地金単位等は第 13 条の規定によるものとします。 1.店頭による購入預入れ ①受付時間 弊社営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとなります。 ②お申込み 弊社店頭にて弊社所定の購入預入れ手続きを行っていただきます。 ③適用価格 購入預入れお申込み時点とします。 ④決済方法 店頭にて購入預入れ代金を現金でお支払いいただきます。 ⑤発行書類 お取引完了後、購入預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を発行いたします。 2.電話による購入預入れお申込み ①受付先 弊社地金販売課となります。 ②受付時間 弊社営業日 10 時から 13 時 30 分までとします。 ③お申込み 弊社に電話にてお申込みをしていただき、弊社所定の購入預入れ手続きを行っていただきます。 ④適用価格 購入預入れお申込み時点とします。 ⑤決済方法 弊社指定銀行口座に購入預入れ代金を電信扱いでお申込み当日 14 時までにお振込みしていただきます。 ⑥発行書類

	⑥発行書類 取引完了後、購入預入れ内容を記載した「地金取引報告書」を発行し、会員のご登録住所宛に送付いたします。 3.WEB 受付 ①受付先 弊社ホームページ（https://www.tokuriki-kanda.co.jp/）の【会員様メニュー】内、WEB 購入預入れ。 ②受付時間 営業日 10 時から 13 時 30 分までとします。 ③申込み WEB 購入預入れフォームに所定事項を入力し送信ください。 ④適用価格 会員から購入依頼メールを受信した時点とします。 ⑤決済方法 購入預入れ受領メールを会員に返信いたします。弊社指定銀行口座に購入預入れ受領メールに記載されたご請求額を、電信扱いで当日 14 時までにお振込みいただきます。 振込手数料は会員負担とします。 ⑥発行書類 取引完了後、購入預入れ内容を記載した「地金取引報告書」を発行し、会員のご登録住所宛に送付いたします。 4.購入預入れは、弊社での申込受付時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。 5.購入預入れ当日分の一部地金の返却、もしくは一部市場売却は行えないものとします。		お取引完了後、購入預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を会員のご登録住所宛に送付いたします。 3.WEB による購入預入れ ①受付時間 弊社営業日 10 時から 13 時 30 分までとします。 ②お申込み 弊社 HP 内の WEB 購入預入れフォームに所定項目を入力し、送信していただきます。 ③適用価格 弊社 HP 内の WEB 購入預入れフォームに所定項目を入力し、送信した時点とします。 ④決済方法 原則として弊社から購入預入れ受領メールを直ちに会員に返信いたしますので、弊社指定銀行口座に購入預入れ受領メールに記載されたご請求金額を電信扱いでお申込み当日 14 時までにお振込みしていただきます。 ⑤発行書類 お取引完了後、購入預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を会員のご登録住所宛に送付いたします。 4.購入預入れ利用時にかかる振込手数料は会員負担とします。 5.購入預入れは、お申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。
第 15 条	(持込み預入れ条件) 持込み地金は、以下条件を満たした場合にお預かりすることができるものとし、それ以外の地金はお預かりすることができません。 1.弊社製地金の場合 ①第 13 条に定める地金単位であり弊社発行の計算書をお持ちであることを条件とします。なお、計算書を紛失された場合は、製造番号（インゴットナンバー）が打刻されている地金に限りお預かりができるものとします。ただし、弊社製であっても他店でお買い求めの地金については、計算書が必要となります。 ②お預かりの際、地金 1 本につき弊社規定の持込預入手数料をお支払いいただきます。 ③銀地金で端数がある場合、多い分は端数分を第 18 条の定めに準じて処理し、持込預入手数料と相殺するものとします。少ない分は端数分を購入していただき、持込預入手数料と合算してお支払いいただきます。 2.弊社製地金以外の場合 ①第 13 条に定める地金単位であり、一般社団法人日本金地金流通協会正会員の地金、もしくはグッドデリバリーバーであること、かつ販売元発行の購入金額等を証明できる書類があることを必須条件とします。だだし、銀地金は弊社製のみのお預かりとなります。 ②お預かりの際、地金 1 本につき弊社規定の持込預入手数料をお支払いいただきます。ブランドによっては弊社製地金との買取価格の差額相当額を手数料としてお支払いいただくことがあります。 3.相続もしくは贈与を受けた地金の場合、弊社製・他社製、双方ともにその手続きが完了したものであれば、預入できるものとします。お預かり後のトラブルおよび損害について、弊社は一切責任を負わないものとします。	第 16 条	(持込み預入れ条件) 持込み地金は、以下条件を満たした場合にお預かりすることができるものとし、それ以外の地金はお預かりすることができません。 1.弊社製地金の場合 ①弊社製地金の場合、第 13 条に定める地金単位であり、弊社発行の計算書をお持ちであることを条件とします。なお、計算書を紛失された場合は、製造番号（インゴットナンバー）が打刻されている地金に限りお預かりできるものとします。 ②お預かりの際、弊社規定の持込預入手数料をお支払いいただきます。 ③弊社製造の銀地金で端数がある場合、多い分は端数分を売却処理し、持込預入手数料と相殺するものとします。少ない分は端数分を購入していただき、持込預入手数料と合算してお支払いいただきます。 2.弊社製地金以外の場合 ①弊社製地金以外の地金の場合、第 13 条に定める地金単位であり、一般社団法人日本金地金流通協会正会員の地金、もしくはグッドデリバリーバーであること、かつ販売元発行の購入金額を証明できる書類があることを条件とします。だだし、銀地金は弊社製のみのお預かりとなります。 ②お預かりの際、弊社規定の持込預入手数料と地金のブランドによっては弊社製地金との買取価格の差額をお支払いいただきます。
第 16 条	(持込み預入れ) 会員は、本寄託契約期間中、持込み預入れ受付時間内において、既に会員が所有している第 15 条の条件を満たしている地金を預入れることができます。 1.店頭受付 ①受付先 東京本社地金店舗または大阪店。 ②受付時間 営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとします。 ③申込み 店頭にて弊社所定の手続きを行っていただきます。 ④決済方法 店頭にて持込預入手数料を弊社所定の方法でお支払いいただきます。 ⑤発行書類	第 17 条	(持込み預入れ) 会員は、本寄託契約期間中、弊社営業日持込み預入れ受付時間内において、既に会員が所有している前条の条件を満たしている地金を預入れることができます。なお、持込み預入れの際は、弊社規定の持込預入手数料が発生するものとします。 1.店頭による持込み預入れ ①受付時間 弊社営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとなります。 ②お申込み 弊社店頭にて弊社所定の持込み預入れ手続きを行っていただきます。 ③決済方法 店頭にて持込預入手数料を現金でお支払いいただきます。 ④発行書類

	取引完了後、持込み預入れ内容を記載した「地金取引報告書」を発行いたします。 2.電話受付 ①受付先 地金店舗所定の電話番号。 ②受付時間 営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとします。 ③申込み 電話にて所定の手続きを行っていただきます。 ④地金の発送 会員は,弊社宛に第 15 条の条件を満たしている地金及び書類を発送していただきます。鑑定後に持込預入手数料等の金額を連絡いたします。なお、送料や発送に関わる費用は会員負担とします。 ⑤決済方法 弊社指定銀行口座に、持込預入手数料を電信扱いで翌営業日 14 時までにお振込みしていただきます。振込手数料は会員負担とします。 ⑥発行書類 取引完了後、持込み預入れ内容を記載した「地金取引報告書」を発行し、会員のご登録住所に送付いたします。 3.会員が所有している地金を鑑定した結果、第 15 条の条件を満たさないと判断した場合、店頭による持込み預入れの際はその場でお返しいたします。電話による持込み預入れの際は速やかに会員のご登録住所宛に弊社指定の方法で発送いたします。なお、送料や発送に関わる費用は会員負担とします。 新規のお客様において、地金が第 15 条に該当しないとき、店頭対応の場合はその場でお返しします。地金発送の場合に関しましては、申込書記載の住所に返送します。なお、返送費用はお客様負担とします。 4.持込み預入れは、申込受付時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。 5.会員が地金を発送し、弊社が受領前に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について弊社は一切責任を負わないものとします。 6.持込み預入れ当日分の一部市場売却、もしくは一部返却は行えないものとします。		お取引完了後、持込み預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を発行いたします。 2.電話による持込み預入れ ①受付先 弊社地金販売課となります。 ②受付時間 弊社営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとなります。 ③お申込み 弊社に電話にて弊社所定の持込み預入れ手続きを行っていただきます。 ④地金の発送 会員は弊社宛に第 16 条の地金持込み預入れ条件に該当する地金や書類を発送していただきます。弊社が鑑定後に持込預入手数料金額を連絡いたします。 ⑤決済方法 弊社からの連絡後、弊社指定銀行口座に持込預入手数料を電信扱いで翌営業日 14 時までにお振込みしていただきます。 ⑥発行書類 お取引完了後、持込み預入れ内容を記載した“地金取引報告書”を送付いたします。 3.弊社は、会員が所有している地金を鑑定した結果、持込み預入れの条件に該当しないと判断した場合、店頭による持込み預入れの際はその場でその地金をお返しいたします。電話による持込み預入れの際は速やかに会員のご登録住所宛に発送いたします。 4.持込み預入れ利用時にかかる送料、振込手数料は会員負担とします。 5.持込み預入れは、お申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。 6.会員が地金を発送し、弊社の受領前に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について弊社は一切責任を負わないものとします。
第 17 条	(地金の返却) 会員は、本寄託契約期間中、返却受付時間内において、前日までのお預かり地金の返却を申し出ることができます。返却を請求できる地金は 100g 以上 100g 単位とします。なお、返却の際は、弊社規定の小口地金製造手数料が発生するものとし、全て弊社製地金での返却とします。 地金の返却は状況により、製造期間をいただく場合があります。その場合、相当の期間をもって対応させていただきます。 1.店舗受付 ①受付先 東京本社地金店舗または大阪店。 ②受付時間 営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとします。 ③申込み 店頭にて所定の返却手続きを行っていただきます。 ④決済方法 小口地金製造手数料が発生した場合、店頭にて小口地金製造手数料を弊社所定の方法でお支払いいただきます。 ⑤発行書類 取引完了後、返却内容を記載した「地金取引報告書」を発行いたします。 ⑥地金の受渡し 店頭にて地金の受渡しをいたします。 2.電話受付 ①受付先 地金店舗所定の電話番号。 ②受付時間 営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとします。 ③申込み 電話にて所定の手続きを行っていただきます。 ④決済方法	第 18 条	(返却) 会員は、本寄託契約期間中、弊社営業日返却受付時間内において、いつでもお預かり地金の返却を申し出ることができます。返却を請求できる地金は 100g 以上 100g 単位とします。なお、返却の際は、弊社規定の小口地金製造手数料が発生するものとし、全て弊社製地金にての返却となります。 1.店頭による返却 ①受付時間 弊社営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとなります。 ②お申込み 弊社店頭にて弊社所定の返却手続きを行っていただきます。 ③決済方法 小口地金製造手数料が発生した場合、店頭にて小口地金製造手数料を現金でお支払いいただきます。 ④発行書類 お取引完了後、返却内容を記載した“地金取引報告書”を発行いたします。 ⑤地金の受渡し その場にて地金の受渡しをいたします。 2.電話による返却 ①受付先 弊社地金販売課となります。 ②受付時間 弊社営業日 10 時から 17 時までとします。ただし、月の最終営業日及び大阪店は 16 時までとなります。 ③お申込み 弊社に電話にてお申込みをしていただき、弊社所定の返却手続きを行っていただきます。 ④決済方法 小口地金製造手数料が発生した場合、弊社指定銀行口座に小口地金製造手数料を電信扱いで翌営業日 14 時までにお振込みしていただきます。 ⑤発行書類 お取引完了後、返却内容を記載した“地金取引報告書”を送付いたします。

	小口地金製造手数料が発生した場合、弊社指定銀行口座に電信扱いで翌営業日 14 時までにお振込みしていただきます。 振込手数料は会員負担とします。 ⑤発行書類 取引完了後、返却内容を記載した「地金取引報告書」を発行し、会員のご登録住所に送付いたします。 ⑥地金の受渡し 入金確認後、原則として翌営業日に会員のご登録住所に発送いたします。 3.返却利用時にかかる送料・振込手数料は会員負担とします。 4.返却は、申込受付時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。 5.会員登録当月の全量返却はできかねます。 6.返却による自動解約時は、第 11 条 4 項の規定により保管料をお支払いいただきます。 7.会員によるお預かり地金の返却後に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について一切責任を負わないものとします。		⑥地金の受渡し 原則として入金確認後 7 営業日後までに会員のご登録住所宛に弊社指定の運送業者（以下「発送業者」といいます）により発送いたしますが、お申込み数量や重量によっては別途ご相談させていただく場合がございます。 3.返却利用時にかかる送料・振込手数料は会員負担とします。 4.返却は、お申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。 5.会員登録当月の全量返却はできかねます。 6.返却による自動解約時は、弊社所定の方法で保管料をお支払いいただきます。 7.弊社は、会員によるお預かり地金の受領後に生じた盗難、滅失、その他の危険および損害について一切責任を負わないものとします。
第 18 条	(市場売却) 会員は、本寄託契約期間中、売却受付時間内において、前日までのお預かり地金の売却依頼をすることができます。売却を依頼できる地金は 100g 以上 100g 単位とします。 1.店舗受付 ①受付先 東京本社地金店舗または大阪店。 ②受付時間 弊社営業日 10 時から 16 時までとします。 ③申込み 店頭にて所定の方法でご依頼を行っていただきます。 ④売却価格及び手数料 売却価格は、お客様のご依頼のあった日の地金相場の価格を参照します。 手数料は、弊社所定の金額とし、売却価格から控除します。 ⑤決済方法 売却代金は、弊社所定手数料を控除した上で、所定の方法でお支払いします。 原則として弊社が申込みを受けた月末営業日を除く 2 営業日後に会員のご登録口座にお振込みいたします。振込手数料は会員負担とします。なお、振込日が月末にあたる場合は 3 営業日後にお振込みとなります。 ⑥発行書類 取引完了後、売却等の内容を記載した「地金取引報告書」を発行いたします。 2.電話受付 ①受付先 地金店舗所定の電話番号。 ②受付時間 営業日 10 時から 16 時までとします。 ③売却価格及び手数料 売却価格は、お客様のご依頼のあった日の地金相場の価格を参照します。 手数料は、弊社所定の金額とし、売却価格から控除します。 ④申込み 電話にて所定の手続きを行っていただきます。 ⑤決済方法 売却代金は、弊社所定手数料を控除した上で、所定の方法でお支払いします。 原則として弊社が申込みを受けた月末営業日を除く 2 営業日後に会員のご登録口座にお振込みいたします。振込手数料は会員負担とします。なお、振込日が月末にあたる場合は 3 営業日後にお振込みとなります。 ⑥発行書類 取引完了後、売却等の内容を記載した「地金取引報告書」を発行し、会員のご登録住所に送付いたします。 3.売却は、申込受付時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。 4.会員登録当月の全量売却はできかねます。 5.売却による自動解約時は、支払い金額から第 11 条 4 項の規定により保管料を差し引かせていただきます。	第 19 条	(売却) 会員は、本寄託契約期間中、弊社営業日売却受付時間内において、いつでもお預かり地金の売却をすることができます。売却価格は、売却お申込み時点の弊社発表税込買取価格にて算出します。売却を請求できる地金は 100g 以上 100g 単位とします。なお、売却の際は弊社規定の売却手数料が発生するものとします。 1.店頭による売却 ①受付時間 弊社営業日 10 時から 16 時までとします。 ②お申込み 弊社店頭にて弊社所定の売却手続きを行っていただきます。 ③適用価格 売却お申込み時点とします。 ④決済方法 売却代金は現金かお振込み、または小切手でのお支払いがお選びいただけます。 お振込みの場合、原則として弊社がお申込みを受けた 2 営業日後に会員のご登録口座にお振込みいたします。 ⑤発行書類 お取引完了後、売却内容を記載した“地金取引報告書”を発行いたします。 2.電話による売却 ①受付先 弊社地金販売課となります。 ②受付時間 弊社営業日 10 時から 16 時までとします。 ③適用価格 売却お申込み時点とします。 ④お申込み 弊社に電話にてお申込みをしていただき、弊社所定の売却手続きを行っていただきます。 ⑤決済方法 原則として弊社がお申込みを受けた 2 営業日後に会員のご登録口座にお振込みいたします。 ⑥発行書類 お取引完了後、売却内容を記載した“地金取引報告書”を送付いたします。 3.売却利用時にかかる振込手数料は会員負担とします。 4.売却は、お申込み時に取引契約は成立し、キャンセルはできません。 5.会員登録当月の全量売却はできかねます。 6.売却による自動解約時は、お支払い金額から保管料を差し引かせていただきます。

第 19 条	(届出事項の変更、および成年後見開始の審判を受けた場合の手続き) 1.会員は、住所氏名等登録内容に変更が生じた場合またはお届けの振替口座を変更される場合は、速やかに弊社に通知しなければなりません。通知が弊社に到着する前に生じた損害について弊社は一切責任を負わないものとします。 2.会員のために家庭裁判所から成年後見人、保佐人または補助人が選任された場合、成年後見人の署名または会員および保佐人または補助人の連署にて、弊社にご連絡の必要がございます。なお、この場合は弊社所定の届出書類とともに家庭裁判所の審判の内容を証明する書類をご提出していただきます。	第 20 条	(届出事項の変更) 会員は、住所氏名等登録内容に変更が生じた場合またはお届けの振替口座を変更される場合は、速やかに弊社に通知しなければなりません。通知が弊社に到着する前に生じた損害について弊社は一切責任を負わないものとします。
第 21 条	(注意点および禁止事項) 1.会員が過去一度でも本約款に違反した事実がある場合は、弊社は以後のお申込みをお断りすることができます。 2.返却を受け弊社が発送した地金のお引取りがない場合には、返却地金は発送業者から弊社に返送されます。この場合弊社では、当該返却地金を一時保管し、会員の申し出があり次第、送料は会員負担にて再度発送します。また、再発送にもかかわらず返却地金が弊社に返送された場合、または所定の期日を過ぎても会員より申し出がない場合については、弊社は会員の返却お申込みが取り消されたものとして扱います。この場合、返却地金は会員の残高に加算しますが、送料等の必要経費は地金保管残高から取引最低単位の地金を売却し、残りは会員のご登録口座にお振込みいたします。その際、振込手数料は会員負担とします。 3.弊社は、同日内の地金の異なる種類の取引(購入預入れ、持込預入れ、地金の返却または市場売却)をお断りすることができます。 4.取引開始後、代行会社を介して印鑑相違など申込書の不備が判明した場合、弊社へ再提出されるまでの間は各種手続きができません。 5.申込書が到着して 3 ヶ月を経過しても取引の意思が見られない場合は、連絡後に書類を破棄もしくは返送するものとします。なお、返送費用はお客様負担とします。 6.会員は、自らまたは第 3 者を利用して以下に該当する行為を禁止します。 ① 暴力的な要求行為。 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。 ③ 取引に関して、脅迫的な言動や暴力を用いる行為。 ④ 弊社の信用を毀損し、業務を妨害する行為。	第 23 条	(禁止事項および注意点) 1.会員が過去一度でも取引のキャンセル等本約款に違反した事実がある場合は、弊社は以後のお申込みをお断りすることができます。 2.返却等で弊社が発送した地金のお引取りがない場合には、返却地金は発送業者から弊社に返送されます。この場合弊社では、当該返却地金を一時保管し、会員の申し出があり次第、送料は会員負担にて再度発送します。また、再発送にもかかわらず返却地金が弊社に返送された場合、または所定の期日を過ぎても会員より申し出がない場合については、弊社は会員の返却お申込みが取消されたものとして扱います。この場合、返却地金は会員の残高に加算しますが、送料等の必要経費は地金保管残高から取引最低単位の地金を売却し、残りは会員のご登録口座にお振込みいたします。その際、振込手数料は会員負担とします。
第 22 条	(契約解除による契約終了) 1.会員が以下に該当した場合、弊社は会員のご登録住所宛てに発送する書面による通知をもって、本寄託契約を解除することができます。 ①お申込み時に虚偽の申告をされたとき。 ②本約款に違反されたとき。 ③関係のある法令に違反したとき、または法令による命令を受けたとき。 ④継続時にお支払いいただく年会費および保管料が 1 ヶ月経過してもお支払いがないとき。 ⑤第 32 条に違反していると判明した場合。 ⑥破産、民事再生、その他債務整理手続きの申立てを受けた場合。または自ら申し立てた場合。 ⑦仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立て、もしくは租税公課の滞納に係る滞納処分を受けた場合。またはこれらの申立て、処分を受ける可能性のある事由が生じた場合。 ⑧その他やむを得ない事由がある場合。 2.会員の解除の効力は、解除の通知を発送した時からとします。 3.第 1 項による契約解除において、弊社は一切責任を負わないものとします。 4.第 1 項の場合、弊社は地金全量の返却または市場売却を行います。この場合は第 17 条または第 18 条の規定を準用します。	第 24 条	(契約解除による契約終了) 1.会員が以下に該当した場合、弊社は会員のご登録住所に宛てて発する書面による通知をもって、本寄託契約を解除することができます。 ①お申込み時に虚偽の申告をされたとき。 ②本約款に違反されたとき。 ③関係のある法令に違反したとき、または法令による命令を受けたとき。 ④継続時にお支払いいただく年会費が 1 ヶ月月経過してもお支払いがないとき。 2.会員の解除の効力は、解除の通知を発送した時からとします。 3.第 1 項の場合、弊社は地金全量の返却および売却処理を行います。この場合は第 18 条、第 19 条の規定によるものとします。
第 23 条	(会員逝去による契約終了) 1.会員が逝去され、その旨相続人からの通知が弊社に到着したときは、本寄託契約は当該月の末日をもって終了するものとします。 2.前項の場合、会員の相続人が弊社所定の手続きをお取りいただいたときは、弊社は地金保管残高の全重量をまたは契約終了日の相場にて市場売却します。また、相続人が手続きをされず、保管費等費用が発生した場合は、地金保管残高から取引最低単位の地金を市場売却し、残りは代表相続人にお振込みいたします。その際、振込手数料は代表相続人負担とします。	第 25 条	(会員の死亡による契約終了) 1.会員が死亡され、その旨相続人からの通知が弊社に到着したときは、本寄託契約は当該月の末日をもって終了するものとします。 2.前項の場合、会員の相続人が弊社所定の手続きをおとりいただいたときは、弊社は地金保管残高の全重量を返却または契約終了日の相場にて売却します。また、相続人が手続きをされず、保管費等費用が発生した場合は、地金保管残高から取引最低単位の地金を売却し残りは相続人代表者にお振込みいたします。その際、振込手数料は相続人代表者負担とします。 3.返却の場合、地金は相続人代表者に発送いたします。なお、返却方法は第 18 条の規定によるものとします。

	3.地金の返却を行う場合、代表相続人に発送いたします。なお、この場合、第 17 条の規定を準用します。 4.市場売却を行う場合、第 18 条の規定に準じて売却取引を行った上で、手数料を控除した代金を代表相続人の口座にお振込みいたします。		4.売却の場合、弊社は売却代金を相続人代表者の口座にお振込みいたします。なお、売却方法は第 19 条の規定によるものとします。
第 24 条	(自動解約) 地金の返却または市場売却によりお預かり地金の残高がゼロになった場合は、その時点をもって本寄託契約は解消されたものとみなします。	第 26 条	(中途解約による契約終了) 返却または売却によりお預かり地金の残高がゼロになった場合は、その時点をもって本寄託契約は解消されたものとみなします
第 25 条	(相場変動による取引の中止) 為替相場の大きな変動、海外相場の大きな変動、その他日本市場に買い手が殺到した場合や、売り手が殺到して異常事態と弊社が判断した場合、本約款に基づくお取引を停止することができ、弊社は一切責任を負わないものとします。	第 22 条	(お取引の中止) 為替相場の大きな変動、海外相場の大きな変動、その他日本市場に買い手が殺到した場合や、売り手が殺到して異常事態と弊社が判断した場合、弊社は本約款に基づくお取引を中止することができます。
第 26 条	(不可抗力および免責事項) 天災、戦争、その他の不可抗力における履行遅滞または履行不能については、弊社は一切責任を負わないものとします。 なお、これらの事由により、本寄託契約に基づく取引の実行ができなくなった場合も、弊社は会員に対し何等の責めを負わないものとします。	第 27 条	(不可抗力および免責事項) 天災、戦争の勃発、法令の改廃など弊社および会員の責めに帰さない事由により、本寄託契約が継続しがたい事態となった場合は、GTK システムは当然終了するものとします。この場合、弊社は速やかに会員に通知し、地金の返却、売却をいたします。なお、返却方法は第 18 条、売却方法は第 19 条の規定によるものとします。
第 27 条 (新設)	(取引の停止・中止・中断・変更) 以下事由により、会員に予告なく本寄託契約に基づき弊社が会員に提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の停止・中止・中断・変更をすることができます。 ①本サービスを提供するための装置に、保守点検や緊急を要する更新があった場合。 ②本サービスを提供するための装置に、故障・異常・障害が発生した場合。 ③天災等による公共交通機関の乱れにより、弊社運営に及ぼす影響が生じた場合。 ④第 25 条・第 26 条の準ずる内容の発生、もしくは発生するおそれがある場合。 ⑤その他弊社がやむを得ず必要と認めた場合。 このことによって生じた会員の損害について、弊社は一切責任を負わないものとします。	第 15 条	(WEB 購入預入れの停止・中止・変更) １.弊社は以下事由により、会員に予告なく本サービスの停止・中止・変更をすることができます。 ①本サービスを提供するための装置に、保守点検や緊急を要する更新があった場合。 ②本サービスを提供するための装置が故障・異常・障害をきたした場合。 ③天災・火災・事変等の非常事態の発生、もしくは発生する恐れがある場合。 ④国や自治体発令の緊急事態宣言や特別措置法に基づき、弊社従業員が出社不可の場合は取引を中断するものとします。 ２．弊社は、当サービスの停止・中止・変更によって生じた会員の損害については、その責任を一切負わないものとします。
第 28 条	(不可抗力による契約終了) 第 25 条・第 26 条・第 27 条に基づく事由により、やむを得ず本寄託契約が継続しがたい事態となった場合は、会員に対して弊社は一切責任を負うことなく、GTK を終了するものとします。その際、速やかに会員に告知し、地金の返却、市場売却をいたします。この場合は第 17 条または第 18 条の規定を準用します。	第 27 条	(不可抗力および免責事項) 天災、戦争の勃発、法令の改廃など弊社および会員の責めに帰さない事由により、本寄託契約が継続しがたい事態となった場合は、GTK システムは当然終了するものとします。この場合、弊社は速やかに会員に通知し、地金の返却、売却をいたします。なお、返却方法は第 18 条、売却方法は第 19 条の規定によるものとします。
第 29 条	(供託) 1.弊社は契約終了後に地金の発送をしたにもかかわらず、相当期間を経過しても、会員による受領がない場合、弊社は会員に対する何らの通知を要することなく、第 17 条に準じて地金の返却または第 18 条の規定に準じて市場売却後の代金から手数料を控除した金銭を東京法務局に供託することができるものとします。弊社が供託をおこなった場合、弊社の会員に対する責任は供託をおこなったときをもって終了するものとします。 2.弊社の選択によって地金を一部または全量返却、または現金として供託することができるものとします。なお、供託に要した一切の費用は、会員負担となり発生した費用を差し引いて供託することができるものとします。	第 28 条	(供託) 1.弊社は契約終了後に地金の発送をしたにもかかわらず、相当期間を経過しても、お客様による受領がない場合、弊社はお客様に対する何らの通知を要することなく、地金または現金を東京法務局に供託することができるものとします。弊社が供託をおこなった場合、弊社のお客様に対する責任は供託をおこなったときをもって終了するものとします。 2.弊社の選択によって地金を一部または全量買い取り、または現金として供託することができるものとします。なお、供託に要した一切の費用は、お客様の負担となり発生した費用を差し引いて供託することができるものとします。
第 30 条	(約款改定ならびに承認) 1.本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 2.本約款の内容を改定し、その内容が会員の資産に影響を及ぼす場合、弊社が改定内容を会員に個別に通知し改定後の約款を送付します。また、改定内容が会員の従来の権利を制限する、もしくは会員に新たな義務を課すものでない場合や会員の資産に影響しない場合、弊社ホームページにて通知後、その掲載をもってこれに代えることができるものとします。 3.弊社が前項の通知等をおこなった後、会員が本寄託契約に基づき GTK システムを利用された場合、または所定の期日までに異議の申し出がない場合は、改定内容をご承認いただいたものとみなし、会員と弊社との間には、以後改定後の約款が適用されるものとします。	第 29 条	(約款改定ならびに承認) 1.本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。 2.本約款の内容を改定し、その内容が会員の資産に影響を及ぼすような場合、弊社が改定内容を会員に個別に通知し改定後の約款を送付します。また、改定内容が会員の従来の権利を制限する、もしくは会員に新たな義務を課すものでない場合や会員の資産に影響しない場合、弊社ホームページにて通知後、その掲載をもってこれに代えることができるものとします。 3.弊社が前項の通知等をおこなった後、会員が本寄託契約に基づき GTK システムを利用された場合、または所定の期日までに異議の申し出がない場合は、改定内容をご承認いただいたものとみなし、会員と弊社との間には、以後改定後の約款が適用されるものとします。

第 32 条	(反社会勢力排除) 会員は、弊社に対し、自身または代理人が反社的勢力その他以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを約束します。 (1)暴力団 (2)暴力団員 (3)暴力団準構成員 (4)総会屋等、社会運動など標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等	第 31 条	(反社会勢力排除) 弊社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。また、不当要求は断固として拒絶します。
第 33 条	(反社会的勢力排除に関する基本方針) 弊社は、次のとおり反社会的勢力排除に関する基本方針を定め役員・社員一同これを遵守することにより弊社に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性の確保に努めます。また、不当要求は断固として拒絶します。 1.反社会的勢力からの不当要求に対し、組織全体として対応するとともに役員・社員の安全を確保します。 2.反社会的勢力による被害を防止するために、外部機関と積極的に連携しながら適正に対応します。 3.反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断します。 4.反社会的勢力による不当要求に対して、毅然として法的対応を行います。 5.反社会的勢力との裏取引や資金提供は絶対に行いません。	第 32 条	(反社会的勢力排除に関する基本方針) 弊社は、次のとおり反社会的勢力排除に関する基本方針を定め、役員・社員一同これを遵守することにより弊社に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性の確保に努めます。 1.反社会的勢力からの不当要求に対し、組織全体として対応するとともに役員・社員の安全を確保します。 2.反社会的勢力による被害を防止するために、外部機関と積極的に連携しながら適正に対応します。 3.反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断します。また、不当要求は断固として拒絶します。 4.反社会的勢力による不当要求に対して、毅然として法的対応を行います。 5.反社会的勢力との裏取引や資金提供は絶対に行いません。
第 34 条	(個人情報の取扱いについて) 高度情報化社会における個人情報保護の重要性を認識し、法令を遵守するとともに、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。 1.個人情報の収集について 個人情報を収集させていただく場合は、利用目的、提供範囲、ご相談窓口を明示したうえで、必要最低限の個人情報といたします。 ・お客様とのご連絡、ご確認、お知らせなどお取引の円滑な遂行ため ・ご利用されたサービスに関するフォローのため ・お取引代金の決済処理のため ・ご利用されるサービスの遂行のため ・商品やサービスのご案内、アンケートなどをお送りするため 2.個人情報の利用について 弊社は、個人情報を収集の際に示した利用目的の範囲内で、業務の進行上必要な限りにおいて利用します。 3.個人情報の提供について 個人情報を利用目的の範囲内で、業務遂行のために他へ提供する場合には、提供先に対して個人情報の漏洩や再提供などしないよう、適正な管理を行います。 4.個人情報の管理について 弊社は、収集した個人情報の正確性を保ち、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん漏洩の危険を防止する適正な管理を行います。 5.個人情報の開示、訂正、利用停止、消去についてお客様がご本人の取引履歴以外の個人情報の開示、訂正、利用停止、消去等をご希望される場合は、個人情報ご相談窓口へご連絡いただければ、弊社所定の手続きにより速やかにご対応させていただきます。 6.組織・体制 弊社は、個人情報統括責任者を任命し、個人情報の適正な管理を実施いたします。 弊社は、役員および従業員に対し、個人情報の保護および適正な管理方法について周知し、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。弊社はこの方針を実行するため、個人情報コンプライアンス・プログラム（本方針、個人情報管理規定及びその他の規定、規則を含む）を策定し、実施し、維持し、継続的に改善していきます。 〈第三者への業務委託について〉 弊社は第三者と機密保持契約を交わした上で、本契約に基づく業務の一部である代金引き落とし等について業務委託いたしますが、その業務以外の目的で利用することはありません。 個人情報に関するお問い合わせ（個人情報ご相談窓口） TEL：03－5577－5114／弊社営業日 9：30～17：00	第 33 条	(個人情報の取扱いについて) 弊社は、高度情報化社会における個人情報保護の重要性を認識し、法令を遵守するともに、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。 1.個人情報の収集について 弊社が個人情報を収集させていただく場合は、利用目的、提供範囲、ご相談窓口を明示したうえで、必要最低限の個人情報といたします。 2.個人情報の利用について 弊社は、個人情報を収集の際に示した利用目的の範囲内で、業務の進行上必要な限りにおいて利用します。 3.個人情報の提供について 弊社が個人情報を利用目的の範囲内で、業務遂行のために他へ提供する場合には、提供先に対して個人情報の漏洩や再提供等しないよう、契約により業務づけ、適正な監督を行います。 4.個人情報の管理について 弊社は、収集した個人情報の正確性を保ち、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん漏洩の危険を防止する適正な管理を行います。 5.お客様の個人情報の開示、訂正、利用停止、消去について お客様がご本人の取引履歴以外の個人情報の開示、訂正、利用停止、消去等をご希望される場合は、個人情報ご相談窓口までご連絡いただければ、弊社所定の手続きにより速やかにご対応させていただきます。 6.組織・体制 弊社は、個人情報統括責任者を任命し、個人情報の適正な管理を実施いたします。弊社は、役員および従業員に対し、個人情報の保護および適正な管理方法について周知し、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。弊社はこの方針を実行するため、個人情報コンプライアンス・プログラム（本方針、個人情報管理規定及びその他の規定、規則を含む）を策定し、実施し、維持し、継続的に改善していきます。 個人情報に関するお問い合わせ（個人情報ご相談窓口） TEL：03－5577－5114／弊社営業日 9：30～17：00

以上